

## 1 指定管理者制度

### ① 概要

指定管理者制度は、市が指定した法人その他の団体（＝指定管理者）に市に代わって公の施設（＝住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設）の管理・運営を行わせる地方自治法上の制度であり、行政需要の多様化への対応と行財政運営の改革の必要性を背景に、民間のノウハウを活用することにより、**経費の節減及び住民サービスの質の向上**を目的として、平成15年9月に創設された。

また、公の施設の利用に係る料金（＝利用料金）を指定管理者の収入として収受できるほか、施設の使用許可及び使用料の減免を行うことができるなど、指定管理者による自主的な運営が期待される。

### ② 指定管理者の主な業務

指定管理者が、施設の管理運営に際して実施できる主な業務は、次のとおり。

- ・ 施設の維持管理（清掃、修繕など）
- ・ 施設又は設備の使用の許可に関する業務（使用申請の受付、許可など）
- ・ 各施設の設置条例に規定する事業の実施
- ・ 自主事業の実施（市長等の承認を受けた上で、指定管理者の責任と経費負担により行うもの）

### ③ 本市の指定管理者制度導入状況

本市では、188施設に指定管理者制度を導入しており、指定管理者として28団体を指定している。  
（別紙 指定管理者制度導入施設一覧表 参照）

## 2 これまでの指定管理者業務評価

### ① 評価の目的

指定期間中における指定管理者による適切な管理運営を確保するため、管理運営に係る課題等を把握し、業務の改善指導・助言を行うことにより、今後の改善に向けた取組に活かすことを目的とする

### ② 現行の評価制度の概要

- ・ 毎年5月、全ての指定管理者制度導入施設において、「指定管理者業務評価指針（平成21年8月試行実施）」に基づき、前年度の指定管理業務について評価。
- ・ 評価結果は、総評点数に基づくS・A・B・Cの4段階評価。
- ・ ①指定管理者による「自己評価」、②施設所管課による「一次評価」、③指定管理者審査委員会（総務部副部長、財務部副部長、施設所管部副部長）による「総合評価」の3段階で実施。
- ・ 平成25年度からは、公募施設について、指定期間終了年度の前年度において、外部委員も参加して行う総合評価である「外部評価」を実施している。

## 3 平成29年度以降の指定管理者業務評価について

これまでの業務評価の試行実施，特に外部委員を入れた業務評価における，委員の皆様からの様々なご意見，ご提案を踏まえ，以下の点を改善し，指定管理者業務評価の本格実施に移行する。なお，評価実施時の評価シート等の見直し内容については，現在庁内で協議中であり，次回（来年3月予定）の行政改革推進委員会でお示しすることとしたい。

① 総合評価の実施主体として，新たに「指定管理者業務評価委員会」を設置する。

本市職員である委員に施設所管部の副部長に代わり，行政改革推進課長を任命するとともに，外部委員が参加する場合の外部の委員数を2人から3人に増加し，評価の客観性を向上する。

### 見直し案

### 現行

#### 指定管理者審査委員会（現行）

所掌事項	(1) 指定候補者の選定に関する事。 (2) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事。 (3) 指定管理者の管理の業務，経理の状況等についての評価に関する事。
委員構成	外部委員4人以内 ※外部評価の場合は2人 総務部副部長，財務部副部長，施設所管部副部長
事務局	施設所管課又は行政改革推進課

評価の客観性を向上

#### 指定管理者審査委員会

所掌事項	(1) 指定候補者の選定に関する事。 (2) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事。
委員構成	外部委員4人以内 総務部副部長，財務部副部長，施設所管部副部長
事務局	施設所管課

#### 指定管理者業務評価委員会

所掌事項	指定管理者の管理の業務，経理の状況等についての評価に関する事
委員構成	外部委員3人 総務部副部長，財務部副部長，行政改革推進課長
事務局	行政改革推進課

# 指定管理者業務評価制度の見直し（案）について

- ② 外部委員が参加する総合評価は、**公募施設を対象とし、指定期間の中間年度に実施**する。  
各施設の適正な管理運営を確保するという業務評価の目的を踏まえ、指定期間の中間年度に実施し、以降の管理運営業務の改善を促進する。

## 現 行

公募施設		※指定期間5年の場合		
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
			外部評価実施	次期応募 手続実施

次期公募手続における、仕様書  
及び応募要領の改善につなげる

## 見直し案

公募施設		※指定期間5年の場合		
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		外部評価実施		次期応募 手続実施

3年目以降の管理運営業務の改善につなげる

- ③ **総合評価の実施時期を5月から7月に変更**

総合評価の実施時期については、例年5月に実施していたが、指定管理者からの業務報告書の提出期限が4月末日であることや、施設所管課等の人事異動による業務繁忙期に当たることを考慮し、総合評価の実施時期を7月に変更する。

行政改革の一環として指定管理者の業務評価を位置づけ、統一した基準で評価を実施するとともに、第三者の客観的な視点による評価を行うため、指定管理者業務評価委員会の外部委員は、多様な分野から選出された行政改革推進委員会の委員の皆様の中からご就任いただきたいと考えている。

※3月開催予定の行政改革推進委員会で、外部委員候補者5人を選定していただく。候補者5人のうちから、指定管理者との利害関係の有無や日程調整等により3人を委嘱。

外部委員の任期は、ご就任いただいた委員の行政改革推進委員会の委員としての任期と統一したい。

## 4 今後のスケジュールについて（予定）

時期	実施内容等
平成29年2月まで	庁内での評価指針の検討，決定
平成29年3月	① 指定管理者業務評価委員会条例議案の議決 ② 行政改革推進委員会で，指定管理者業務評価委員会条例及び指定管理者業務評価指針をご提示 ③ <b>指定管理者業務評価委員会の外部委員候補者5人を決定</b>
平成29年6月	① 指定管理者業務評価委員会の委員の委嘱（委員候補者5名の日程等調整の上，3名を委嘱） ② 評価方法等について，外部委員への事前説明
平成29年7月	<b>指定管理者業務評価委員会による総合評価実施</b>
平成29年8月	① 総合評価結果を市長及び教育長へ報告するとともに，施設所管課へ総合評価結果を通知（施設所管課から指定管理者へ通知） ② 行政改革推進課のホームページで，総合評価結果を公表

## 5 外部評価対象施設について（予定）

① 平成29年度の外部評価対象施設は，次のとおり。

- 高知市福寿園（健康福祉部高齢者支援課所管）
- ヨネッツこうち（環境部清掃工場所管）
- 高知市勤労者交流館（商工観光部産業政策課所管）
- 国民宿舎「桂浜荘」（商工観光部観光振興課所管）
- 市営住宅及び共同施設（都市建設部住宅政策課所管）
- 高知市立自由民権記念館（教育委員会民権・文化財課所管）

② 平成30年度の外部評価対象施設は，次のとおり。

- 高知市立龍馬の生まれたまち記念館（商工観光部観光振興課所管）
- 高知市桂浜公園駐車場（同上）
- 高知よさこい情報交流館（同上）
- 高知市青年センター（教育委員会生涯学習課所管）

## 【参考】 地方自治法（昭和22年法律第67号） 抜粋

### （公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

### （公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。